

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令新旧対照表

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>四 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この政令は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち協定の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定役務 協定の附属書I日本国の付表4に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>四 建設工事 協定の附属書I日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。</p> <p>五 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随</p>

するものを含む、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

五| (略)

(一般競争入札について公告をする事項)

第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

一〜四 (略)

五| 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

六・七| (略)

(指名競争入札の公示等)

第七条 (略)

2| 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければ

するものを含む。)をいう。

六| (略)

(一般競争入札について公告をする事項)

第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

一〜四 (略)

五・六| (略)

(指名競争入札の公示)

第七条 (略)

(新設)

ばならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 一連の調達契約にあつては、前条第四号に掲げる事項
- 三 契約の手續において使用する言語

(随意契約)

第十条 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一～四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

(随意契約)

第十条 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一～四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

2

(略)

2

(略)